

令和6年度事業計画

本部

I、基本理念

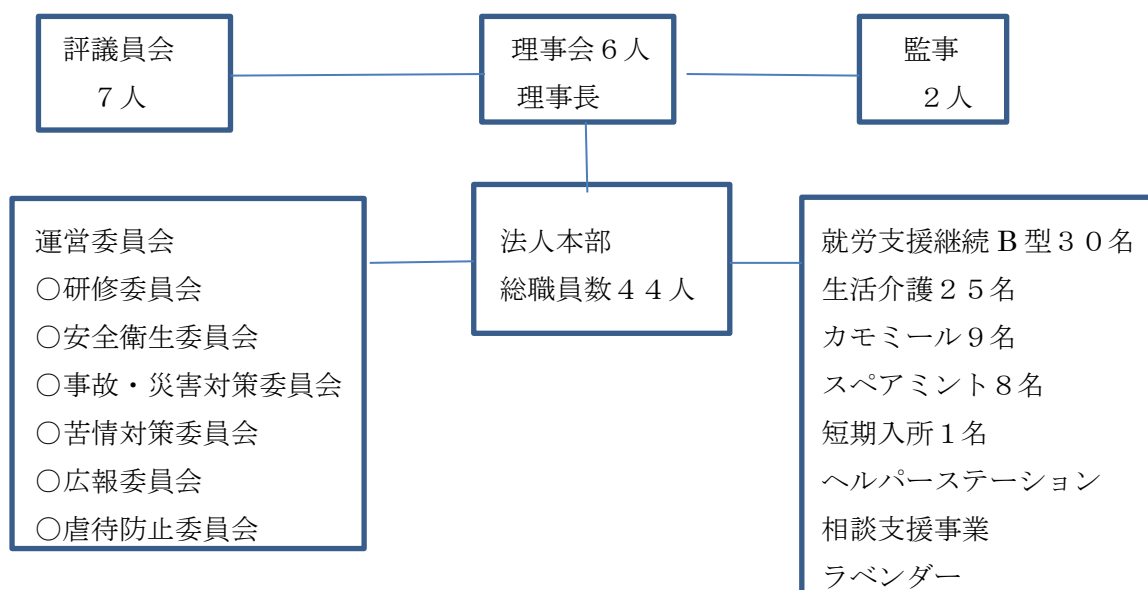
- ・当法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を効果的、かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、地域福祉の推進に努める。
- ・障害のある人たちが、人としての尊厳が守られ幸福な人生を享受できるよう支援するために、職員は福祉職員としての倫理観と専門性を高めるとともに自らの使命を人間愛と奉仕の心で誠実に実行する。

II、基本方針（目標）

基本理念を達成するため、次に掲げる取り組みを行い、一貫した支援の継続により、利用者が自分らしい地域生活を実現できるよう努める。

- (1) 「個別支援に計画」に基づく支援
- (2) サービスの更なる質の維持と向上
- (3) 人権の擁護、虐待の防止
- (4) 人材の育成と働きやすい職場づくり
- (5) 地域交流の推進
- (6) コンプライアンス体制や危機管理体制の強化
- (7) 大規模災害対応（防災）マニュアル、事業継続計画（BCP）の適正な運用

III、組織図と職員体制



IV、組織と運営

1 評議員会

- ・ 法人運営の基本ルールや体制の決定と事後的な監督を行う機関
- ・ 理事会の決議に基づき理事長が招集し必要に応じて開催
- ・ 評議員 7 人

2 理事会

- ・ 法人の業務執行に関する意思決定機関
- ・ 理事長が招集し必要に応じて開催
- ・ 理事 6 人 監事 2 人

3 法人本部

〈目的〉 事業所の財務管理や人事管理、サービス管理に係る課題を総合的に協議し、円滑な法人運営を図る

〈運営方針〉

- (1) 法人運営の課題の抽出や検討を行う
- (2) 円滑で健全な法人経営のため、財務分析の実施と予算管理に取り組む
- (3) 法人運営やサービスの質の向上、人材育成に関する方針や規定、ルール作りを行う

4 運営委員会

〈目的〉 法人全体の施設運営の日常的で短期的な課題を調査研究し、円滑で適正な組織運営を行うことで経営理念の実現をめざす。

〈運営方針〉

- (1) ケアの専門性を追及するとともに利用者の生活の質の向上を図る。
- (2) 各事業所や職種間の情報共有と連携体制を強化する。
- (3) 課題や問題の協議を行い、現場処遇に関する内容や取り組みを法人全体の方針と調整機能を持つ。

〈委員会の種類〉

(1) 研修委員会

- ・ 目的： 接遇や事務改善などを展開しサービス向上を図る。又介護技術のレベルアップを図り主体的に実践できる職員を養成する。
- ・ 職務： 接遇向上、業務改善、手順書整備、家族アンケート年間研修の企画・運営
- ・ 月 1 回の研修報告（職員会議時）研修会後の報告

(2) 安全衛生委員会

目的：職場の安全衛生を向上させる

職務：職員の危険防止、健康管理、感染症予防、労災、職場巡視、整理整頓、環境美化

(3) 事故・災害対策委員会 (BCRの適正な運用)

目的：各種災害、インシデント・アクシデントの防止策や対応策を検討し実践することを目指す

職務：・利用者、職員の「生命の保護」を最優先する。

・新型コロナ対策においても「大規模自然災害」ととらえ、その体制整備を整え「事業継続計画」への展開を図れるよう職員教育を行う。

・施設内感染を最小限にとどめる仕組みや感染した利用者に対して迅速に対応するための体制を早急に整備するとともに検査キット、防護服等を備蓄する。

・防災対策、防火・防犯対策、情報セキュリティ、事故報告書、車両管理、交通安全、リスクマネジメント、「非常災害対策計画」は事業所・施設の設置場所の地形天候及び環境等に起因して生じる災害を想定し、ハザードマップを参照し非常災害時は近隣住民や施設の支援に努める。

施設を保護し、業務の早期復旧を図る。蓄電池の使用

(4) 苦情対策委員会

目的：権利擁護体制の強化

職務：苦情責任者の配置、苦情解決第三者委員の配置

(5) 広報委員会

目的：イベントを通じて地域貢献活動を行う。

職務：法人の動向や行事を利用者や職員間、地域住民間に情報提供をする
法人新聞の発行（年間4回）

(6) 虐待防止委員会

目的：利用者の安全と人権保護の観点から適正な支援が実施され利用者の自立と社会参加のための社会参加を妨げることの内容に定期的に委員会を開き虐待の防止に努める。

職務：虐待防止に努める。職員全員への虐待に関する研修を月1回、資料を用いて勉強会を行いアンケート調査を施行し、継続的な監視体制と意識改革を図る。

令和6年度 法人内部研修

月	研修の名称	担当職種	研修内容
1	感染対策研修	看護職	抵抗力の弱い利用者にとって感染症にかかる可能性が高い 感染予防と迅速な対応について学ぶ

2	事故発生防止	サビ管	インシデントの実例と考え方について介護事故の実際と予防策
3	虐待防止・人権擁護研修	施設相談員	虐待事例を用いての検討（新聞等の情報）
4	栄養管理研修	栄養士	摂食、嚥下食とは、刻み食の危険性、とろみ剤について
5	メンタルヘルスケア	管理者	ストレスチェックを実施
6	給食衛生研修	栄養士	食中毒対策、予防方法
7	誤嚥性肺炎について	看護師	誤嚥性肺炎の原因と対策について
8	AED 研修	消防署職員	法人内に設置している AED について緊急時冷静にかつ正しく使用できる様応急手当の重要性を学ぶ
9	虐待防止・人権擁護研修	虐待防止委員	権利擁護に関する法律、本人が選んだ自己決定、考え方生き方を尊重し受け止め、認識を強化する
10	感染対策研修	看護職	新型コロナの感染拡大防止、感染拡大の要因、重症化リスク、大分県の感染動向
11	防災対策研修	サビ管	災害発生時の対応体制予防管理体制事業継続体制の研修
12	交通安全に関する研修	相談員	交通安全に関する周知徹底

V、令和5年度事業計画（重点取組内容）

基本方針を踏まえ、重点取組内容として、多職種協働で取り組む利用サービスの更なる充実に次により行います。

	ビジョン（構想像）	令和6年度計画
1	①財務諸表・現況報告書等の公表	・財務諸表や現況報告書等の備置・閲覧や公表（ホームページ）を適切に実施し、法人運営の透明性の確保を図る
2	①社会福祉充実残額の明確化 ②社会福祉充実計画の作成と実施	・会計年度ごとに社会福祉充実残額を明確化する。 ・社会福祉充実残額が発生した場合は社会福祉充実計画を作成すると共にその確実な実施を図る。
3	①利用者サービスの更なる支援の充実	・アセスメントに基づいた個別支援計画に基づき、個々のニーズに沿った質が高く専門的なサービスの提供に多職種協働で取り組む。 ・利用者の高齢化や重度障害者等、心身機能

		<p>の低下への対応として理学療法士や言語聴覚士、支援員等によるリハビリテーションの充実を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パン工房を含む就労系事業の販売促進を図る。B型事業（室内、園芸）の充実に努め、利用者賃金のさらなる向上に努める。
4	① 地域公益活動の検討と具体化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公益活動の展開に向けて、パン工房の相談スペースにて相談窓口を設置する。さらに地域住民の交流や利用する保護者に対して保護者間同士の交流、レスパイトを目的にパン教室を行う。
5	① 事業収入の安定と確保 ② 財務管理の強化と経費削減	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働率の向上により事業収入の安定的確保を図る（ペーパーミント、ローズマリー利用者各1名増加） ・予算管理の徹底や財務管理体制の強化を図るとともに経費節減に努める。
6	①利用者の人権尊重 ② サービスの質の向上 ③人材の育成 ・法人内研修の充実 ・研修とOJTの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権意識を高めるとともに、日常的な接遇についての意識チェックを個人自身、他者を通して行い人権尊重の徹底を図る ・サービスの質の向上を図るために継続的で実効性のある取り組みを推進する ・法人内研修を計画的に実施し、職員の資質向上を図る（月1回の勉強会の定着） ・研修の充実を図ると共に日常の業務をとおして人材育成（OJT）の推進を図る ・サービス評価の実施を行い、サービスの点検と改善を図る
7	①職員の処遇改善・職場環境の整備 ②人材育成と働きやすい職場づくり ③ 人事考課制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の処遇改善や職場環境の整備に努め、職員が生き生きと働くことのできる環境の整備を図る ・年次有給休暇の取得を促進（年間5回以上） ・仕事と育児の両立が出来るような環境整備 ・人事考課制度による職員育成と人材活用 ・人事考課による給与・手当等の検討・評価 ・主任制度において、試験を取り入れ評価を行う。

	④ 職員の満足度調査等の実施 ⑤ 法人の総合力の発揮	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の満足度調査やストレス診断などを継続的に実施し、必要な対策を適切に講じることにより組織の活性化を図る ・職員研修（施設外、施設内）などをおして法人の総合力を活かす
8	①コンプライアンス体制の強化 ②危機管理の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・情報管理の徹底、各種法令や基準等の遵守などコンプライアンス体制を強化し法人としての信頼性の向上を図る ・リスクマネージャーの養成研修などをおしてリスク管理を強化し、より安心で安全な体制の構築を図る ・防災士を中心に危機管理計画の策定や訓練の実施、計画の定期的な見直しなどを行い非常時対策の充実を図る
9	① 新たな事業の展開 〈何でも相談窓口〉の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に開かれた法人・施設運営を構築する。 ・他法人、医療機関、市民団体等との連携・（協力のもと地域、利用者、保護者に対する相談窓口の設置を行う。

VI、中長期目標

	中期計画（令和6年度）	長期計画（令和7年度以降）
1	① 理事会・評議員全体の開催、円滑な運用を図る	①理事会・評議員全体の開催、円滑な運用を図っていく。
2	①財務諸表・現況報告書等の公表 ・情報開示等による法人経営の透明性の向上	①財務諸表・現況報告書等の公表 ・情報開示等による法人経営の透明性の向上を図る。
3	①社会福祉充実残額の明確化・会計年度ごとに社会福祉充実残額を明確化する。 ②社会福祉充実計画の作成と実施 ・社会福祉充実残額が発生した場合は福祉法に基づき社会福祉充実計画を作成すると共にその確実な実施を図る。	①社会福祉充実残額の明確化 ・会計年度ごとに社会福祉充実残額を明確化する。 ②社会福祉充実計画の作成と実施 ・社会福祉充実残額が発生した場合は、社会福祉充実計画を作成すると共に、理事会等の承認を得てからその確実な実施を図る。
4	①地域公益活動の検討と具体化 ・災害対応能力の整備・強化・コミュニ	①備蓄食料などの拡大（地域対象）を図る。 ・コミュニティカフェなど、高齢者の居場所づ

	<p>ティカフェなど、居場所づくりや総合相談窓口など具体的な地域公益事業の実施</p>	<p>くりや地域住民に対する相談窓口など定着化を図り、必要に応じてその評価をおこなう。</p> <p><u>・備蓄品等の有効期限切れが発生しないよう適切な管理を行う</u></p>
5	<p>① 事業収入の安定的確保・収支の均衡を保った事業の展開</p>	<p>①稼働率の向上や各種加算の確保などにより事業収入の安定的確保を図る</p>
6	<p>①職員教育の実施、倫理教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場改善意識の向上 ・幅広いニーズに適切に対応できる専門性と業務手順の見直し ・職員提案による職場改善意識の向上 ・虐待防止研修を月1回行う ・法令遵守の職員意識の向上 	<p>①幅広いニーズに適切に対応できる専門性と業務手順の見直し・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の能力開発・教育の充実（研修参加） ・職員の研究・取組み成果の発表の確保と評価 ・職員提案による職場改善意識の向上・評価 ・虐待防止・法令遵守の職員意識の向上 <p><u>（ズームにて研修を行い短時間労働職員）へも周知徹底を図る。</u></p>
7	<p>①職員の処遇改善・職場環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇の取得を促進（年間5日以上取得） <p>② キャリアパス制度の明確化・活用</p>	<p>①職員の処遇改善や職場環境の整備に努め、職員が生き生きと働くことのできる環境の整備を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇の計画的な取得を促進、研修参加
8	<p>① 危機管理の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の防災計画体制の整備 ・防災士（当園7名）による勉強会 ・災害対応能力の強化 ・地震発生後における初動対応を迅速に行う ・初動対応職員の把握や応援要請方法、緊急時の移動方法、非常時の安否確認体制の確立 ・当施設、防災士を中心に事業継続計画の策定や訓練の実施、計画の定期的な見直しなどを行い、非常時対策の充実を図る 	<p>① 地域との密接な協力体制の構築、初動対応職員の把握や応援要請方法、緊急時の移動方法、非常時の安否確認体制の確立等必要に応じて防災計画の見直しを行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集中豪雨や台風に伴う河川の氾濫や土砂災害等の風水害に十分な対応ができるように、常日頃から地域の状況を的確に把握し、防災・感染計画の定期的な見直しを行う <u>（BCRのマニュアルの周知）</u> ・<u>新型コロナウイルス感染症が令和2年1月より始まり感染症の発生防止に努めてきた特に大事に至らず乗り越えてきたが感染症（同等の感染症）に対する業務継続マニュアルの完成を目指す。</u>

【全事業所共通目標】

I 健康管理

- ・ 嘱託医、看護師、PT、外部 PT、外部 ST と連携を取り、利用者の健康維持、増進に努める。
- ・ 感染症対策を徹底し、安心安全なサービス提供を心掛ける。
- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、感染症 BCP に基づいた研修及び訓練を年2回以上実施する。

II 虐待防止・権利擁護

- ・ 各種研修に職員を派遣する。研修内容を園内研修として行い、全職員に周知徹底する。
- ・ 福祉サービス相談委員と情報共有し、よりよい施設づくりを目指す。
- ・ 職員行動規範を周知し、アップルミント職員としての誇りと自覚を持ち業務に従事する。

III 職員の資質の向上

- ・ 職員会議や園内研修を通して研鑽を重ねる。
- ・ 個々の支援に応じた知識や技術向上のために積極的に研修の場を提供する。
- ・ 積極的に自己研修などに参加できる環境づくりを行う。

IV リスクマネジメントについて

- ・ ヒヤリハットを充実させインシデントを減少させる。
- ・ コンプライアンスに関する研修を定期的で開催し、全職員に周知する。

V 防災・防犯・安全面

- ・ 様々な場面を想定した訓練を実施し、マニュアルの見直しを行う。
- ・ 防災 BCP 研修及び訓練を年1回以上開催する。
- ・ 送迎中は安全運転し交通違反がないように心がける。また、乗降中の支援を行う。

VI 食事面について

- ・ 給食会議を通して委託業者の栄養士と連絡を密に取り充実した給食提供を目指す。
- ・ 利用者個々に対応した食事を提供する。

- ・ HACCP を徹底し、衛生管理に努める。

VII 地域貢献・交流

- ・ 行事を通して地域の方との交流を図る
- ・ 相談窓口の案内を地域の方へ周知する
- ・ 地域に開かれた施設を目指し、各種実習生等の受け入れを積極的に行う

就労継続支援 B 型 ペーパーメント

I. 基本方針

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供する。また、1人1人の能力と性格に応じた活動を選択し、就労に必要な知識及び能力の向上の為に必要な訓練、労働に対する意欲と自信を得られるように支援し、働く喜びを知ることによって社会的自立を目指す。

II. 概要

令和6年度登録者数 30名（男性：13名 女性：17名）

支援区分別利用者数

支援区分	なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
人数	-	-	5名	10名	9名	5名	1名

III. 重点目標

- ① 利用者の変化に気づき早急な対応をとる
- ② 職員間の役割分担の徹底

IV. 目標達成のための取り組み

- ① 利用者の変化に気づいたら、家庭まで入り込み情報収集を行う。管理者に報告し、全職員で情報共有を図る。解決策を話し合い、早急に対応する。
- ② 業務に関して、職員間で共有できておらずスムーズにいかないことが多々見られる。そのため、役割分担を徹底することで作業面の連携がスムーズにいくように改善していく。

V. サービス内容

- ① 相談及び援助
利用者間のトラブルがないように支援する。
- ② 生産活動の機会の提供（生産活動にともなう工賃支払）
・パン作業 ・園芸作業 ・室内作業
- ③ 食事の提供及び栄養管理（希望者）
- ④ 健康管理
毎日のバイタルチェック、毎月1回の体重測定、30歳以上の利用者の健康診断を年1回実施し、診断結果にもとづき看護師または嘱託医より指導を行う。
外部 ST 及び PT の指導のもと、毎日、口腔マッサージ（全員）、筋力維持体操（該当者

のみ)に取り組んでいる。

- ⑤ 適切な技術による訓練等
働く喜びを知ることができるよう工夫し支援する。
- ⑥ 職場実習の実施、受け入れ先の確保 (希望者)
- ⑦ 求職活動の支援 (希望者)
- ⑧ 職場定着の支援 (希望者)
- ⑨ その他
避難訓練の実施 (毎月)
各種実習生及び見学者の受け入れ (随時)
ペーパー会議の実施 (随時)

日課

8:00	～	9:30	送迎
9:30	～		バイタルチェック・作業準備
10:00	～		朝礼・作業開始
11:00			休憩
11:45	～	12:00	片付け・昼食準備
12:00	～	13:00	昼食・昼休み
13:00	～		作業開始
14:00			休憩
14:45	～	15:00	片付け・掃除
15:00	～	15:30	帰宅準備・帰りの会
15:30	～	17:00	送迎

生活介護 ローズマリー

I.基本方針

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供する。また、利用者1人1人の障害特性、疾病の状態に配慮した介護及び活動等を提供し、充実した生活が送れるように支援する。

II.概要

令和6年度登録者数 31名（男性：18名 女性：13名）

利用予定者数

曜日	月	火	水	木	金
予定人数	19名	20名	20名	19名	21名

支援区分別利用者数

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
人数	-	-	2名	4名	11名	14名

III.重点目標

- ① 利用者1人1人に適した支援を行う。相談員及び家族と話しながらサービス内容の見直しも行う
- ② 活動の充実
- ③ 感染対策の見直し

IV.目標達成のための取り組み

- ① 利用者の高齢化や支援区分の重度化が顕著にみられている。障害特性にも配慮し、現状の支援内容を見直す。日々の変化が見られた場合はすぐに管理者に報告し、職員全員で情報共有し、最善の支援方法を検討する。また、相談支援員と話をしながら、サービス内容の見直しも行っていく。
- ② 職員全体で活動内容を計画し、活動がマンネリ化しないように工夫する。課外活動を取り入れていく。
- ③ 車中・園内での感染対策マニュアルを見直す。対策の徹底。

V.サービス内容

- ① 相談及び援助

利用者及び内容に応じては家族を交え相談を行い精神の安定を図る。

- ② 生産活動の機会の提供（生産活動に伴う工賃支払）（希望者）
・パン作業 ・室内作業
- ③ 食事の提供及び栄養管理（希望者）
1人1人に配慮した食事を提供する。外部STと連携を取り、食事形態について細かい点まで配慮する。
- ④ 健康管理
毎日のバイタルチェック、月1回の体重測定の実施。肥満傾向の利用者は月2回実施。月の1度のバイタルチェック。嘱託医の訪問時（月1回）に利用者の状態を伝えアドバイスをもらう。
- ⑤ 心身の状況に応じて適切な介護・支援等
外部ST、PTの指導のもと体操及び訓練の実施。入浴、排せつ及び食事の介護、日中活動を通じて身体機能または生活能力の向上に努める。
- ⑥ その他
避難訓練の実施（毎月）
車イス、リフトの点検（毎月）
各種実習生及び見学者の受け入れ（随時）
ローズ会議の実施（不定期）
担当者会議・認定調査

日課

8:00	～	9:30	送迎
9:30	～		バイタルチェック・トイレ誘導・朝の会
10:00	～	11:30	手洗い・水分補給・日中活動・訓練・入浴介助・オムツ交換・トイレ誘導
11:30	～	11:45	片付け・手洗い・口腔体操・昼食準備
11:45	～	13:00	昼食・昼休み・口腔ケア
13:00	～	14:00	日中活動・訓練・オムツ交換・トイレ誘導
14:00	～	15:00	片付け・手洗い・水分補給・掃除・帰りの会・トイレ誘導
15:00	～	15:30	帰宅準備
15:30	～	17:00	送迎

共同生活援助 カモミール

I.基本方針

利用者が地域において共同して自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援をする。当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において入浴、排せつ又は食事等の介護、相談その他日常生活上の援助を適切かつ効果的に行う。共同生活をするにあたって、家族のように仲良く助け合って生活できるように支援を行う。

II.概要

令和6年度入居者数 カモミール：7名 スペアメント：4名

III.重点目標

- ① 1人1人の意向とニーズに基づき支援を見直す
- ② 職員間の連携を強化し、統一した支援を心がける

IV.目標達成のための取り組み

- ① 入居者の高齢化や支援区分の重度化が進んでいるため、日々の変化を察知し、都度支援計画を見直す。現時点での最良の支援が提供できるようにする。
- ② 毎月の会議で入居者の情報を共有する。また日々の変化が見られた場合は日誌での伝達及び管理者へ報告する流れを義務化する。緊急な課題が生じた場合には臨時会議を開催し支援の方向性を検討する。また、定期受診などで服薬変更があった場合は全職員に伝達し服薬ミスがないようにする。

V.サービス内容

- ① 共同生活援助計画の作成
- ② 入居者に対する相談
- ③ 食事の提供
- ④ 入浴、排せつ又は食事等の介護
- ⑤ 健康管理
- ⑥ 金銭管理
- ⑦ 余暇活動支援
- ⑧ 緊急時の対応
- ⑨ 防災対策（年2回夜間での訓練実施）
- ⑩ 感染症対策
- ⑪ 日中活動の場との連絡・調整

⑫ その他日常生活に必要な援助、介護

日課

(平日)

6:30	起床
6:40~6:50	バイタルチェック
7:00~8:00	朝食(準備・食事・片付け)
8:00~8:30	洗面、口腔ケア
8:30~9:00	掃除
9:00~9:30	登園準備・登園
15:30~ 15:50	帰ホーム(うがい手洗い) バイタルチェック
15:50~ 18:00	入浴準備・入浴
18:00~ 19:00	夕食(食事・後片付け) 口腔ケア
19:00~ 21:30	余暇時間
21:30~ 22:00	就寝準備・就寝

(休日)

7:00	起床
7:00~7:20	バイタルチェック
7:20~8:00	朝食(準備・食事・片付け)
8:00~8:30	洗面、口腔ケア
8:30~9:00	掃除
9:00~ 11:45	余暇活動 課外活動
11:45~ 12:00	昼食準備
12:00~13:00	昼食(食事・後片付け)
13:00~ 15:00	余暇活動 課外活動
15:00~18:00	入浴準備・入浴
18:00~19:00	夕食(食事・後片付け)
19:00~21:30	余暇時間
21:30~22:00	就寝準備・就寝

短期入所 スペアメント

I.基本方針

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者につき、短期間の入所を提供し、必要な援助を行う。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

II.概要

令和6年度登録者数 12名（男性：6名 女性：6名）

実施計画

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施回数	12回	12回	14回	14回	11回	11回	13回	11回	14回	11回	10回	11回

III.重点目標

- ① また利用したいと思われる環境づくりに取り組む

IV.目標達成のための取り組み

- ① 余暇時間の過ごし方を見直すために、世話人や支援員と日常会話を持つ時間を増やす。
その中で、利用者のニーズなどを聞き出し、余暇時間に取り入れ実現できるように支援する。

V.サービス内容

- ① 入浴支援
- ② 食事の提供
- ③ 服薬管理
- ④ その他共同生活援助カモミールに準ずる

相談支援事業所 アップルメント（特定相談支援事業）

I.基本方針

障害種別を問わず、利用者自らが望む場所で社会の一員として日常生活、または社会生活を送ることができるよう、解決すべきニーズ等を把握したうえで必要な福祉サービスの利用の支援につなげる。

II.概要

令和6年度計画数

計画作成：100件 モニタリング：365件

III.重点目標

- ① 相談員の知識・技術の向上
- ② 他職種との連携の強化

IV.目標達成のための取り組み

- ① 行政、その他関係機関が開催している研修へ積極的に参加する。研修での事例検討など現場へ還元できる内容を、復習する意味も踏まえ、園内研修を実施し、相談員及びその他職員の知識向上につなげる。
- ② 研修や担当者会議を通じて他職種と交流を持ち、情報共有を図る。困難事例などの時に、相談できるように連携強化に努める。

V.サービス内容

- ① サービス等利用計画の作成
- ② サービス等利用計画作成後の便宜の供与
担当者会議、モニタリング、情報提供など
- ③ サービス等利用計画の変更
利用者及び家族からの要望や、モニタリングでの情報から変更が必要な時には対応する
- ④ 障害者支援施設等への紹介

アップルミントホームヘルパーステーション

I.基本方針

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の支援、調理、洗濯、生活等に関する相談、及び助言並びに外出時における支援その他の生活全般にわたる支援を行う。

II.概要

令和6年度実施計画

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
居宅介護	16 +1	16 +3	16 ±2	18 ±0	18 +3	18 +2	18 ±0	18 +2	18 +2	18 +2	18 +1	18 +1
重度訪問	1 +1	1 +1	1 +1	1 +1	1 +1	1 +1	1 +1	1 +1	1 +1	1 +1	1 +1	1 +1
移動支援	12 +5	12 +1	12 +7	12 +8	12 +7	12 +8	12 +5	12 +6	12 +4	12 +6	12 +7	12 +8
訪問介護	1 ±0	1 ±0	1 ±0	1 ±0	1 +0	1 +0	2 +1	2 +1	2 +1	2 +1	2 +1	2 +1

※下段が前年比

(単位:人)

III.重点目標

- ① サービスの質の向上に努め、利用者に寄り添った支援を行う。
- ② ヘルパーの質の向上に努め、職員の定着率アップを図る。
- ③ 事業所における業務全般を常に見直し、整備する。

IV.目標達成のための取り組み

- ① 利用者の尊厳を守り、安心して自宅で生活が続けられるよう支援する。また、利用者のできることを増やし、自立した生活が送れるように支援していく。
ヘルパー1人1人が手順書に基づき統一した支援を行う。
関係機関、家族との連携、情報共有を図る。
- ② 毎月の会議で、情報の円滑な伝達と共有を行う。
研修会・講習会・ケースカンファレンス等を行い、介護知識及び技術の向上に努める。
ヘルパーの事情や意向を把握し働きやすい環境作りを行う。また、コミュニケーションを大切に、個々のヘルパーを尊重しながら何でも相談できる体制づくりを行う。
- ③ サービス提供責任者、ヘルパー各々がその役割の中で責任を持って仕事ができる体制づく

くりを行う。整理整頓を行い、仕事の効率化を図る。

研修計画

月	研 修 内 容
4.5.6 月	接遇・マナーに関して 倫理・法令遵守に関して 自立支援に関して
7.8.9 月	障害者の理解 認知症の理解 身体拘束について 虐待防止について
10.11.12 月	感染症の対応 緊急時の対応について 危機管理について
1.2.3 月	記録の書き方 報告、連絡、相談について プライバシー保護について

知的障害者自立生活促進事業 ラベンダーの家

I.基本方針

在宅の障害者に対し、宿泊による生活訓練を実施することにより、住み慣れた地域社会での社会的自立を促進する。

II.概要

令和6年度登録者数 5名（男性2名 女性3名）

実施計画

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施回数	0回	0回	0回	0回	0回	0回	0回	2回	2回	2回	2回	2回

III.重点目標

- ① 充実した余暇時間が過ごせるように支援を行う

IV.目標達成のための取り組み

- ① テレビを見て過ごすだけでなく、有意義な時間が過ごせるように、余暇の過ごし方の見直しを行う。その為に、利用者1人1人の興味や関心や好きなことに目を向け、想いが話せる環境づくりを心がける。

V.サービス内容

- ① 調理支援
- ② 入浴、排泄援助
- ③ 自活訓練
 - ・買い物
 - ・余暇
 - ・掃除、後片付け